

## 答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した生活保護法（以下「法」という。）78条1項の規定に基づく徴収金額決定処分に係る各審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

### 第1 審査会の結論

本件各審査請求は、いずれも棄却すべきである。

### 第2 審査請求の趣旨

本件各審査請求の趣旨は、〇〇区長（以下「処分庁」という。）が、請求人に対し、平成29年3月7日付けの各通知書で行った、法78条1項の規定に基づく2件の徴収金額決定処分（徴収決定額を1,240,600円とし、徴収対象期間を平成25年7月から平成26年6月までとするもの（以下「本件処分1」という。）並びに徴収決定額を、徴収対象となる支給済み保護費の額824,661円及びこれに対する加算額329,860円の合計額である1,154,521円とし、徴収対象期間を平成26年7月から同年12月までとするもの（以下「本件処分2」といい、本件処分1及び本件処分2を併せて、以下「本件各処分」という。））の各取消しを求めるものである。

### 第3 請求人の主張の要旨

(1) 福祉事務所の課長が指示を行い、請求人に対し、示談が完全に解決するまで生活保護費を支給する、解決後は立て替えた医療費のみを清算の対象とし、示談による賠償金等からはそれ以外の支

給済み保護費の返還は求めないと約束した。本件各処分はその約束に反している。

(2) 交通事故賠償金は、請求人が父に対して負っている借金の担保として父により管理されており、福祉事務所の担当職員（前任者）もこのことを了承していた。このことが、後任の担当職員に引継ぎがなされていないのなら、福祉事務所側の不手際である。

#### 第4 審理員意見書の結論

本件各審査請求はいずれも理由がないから、行政不服審査法45条2項により、棄却すべきである。

#### 第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
平成29年8月16日	諮問
平成29年9月4日	請求人の主張書面を収受
平成29年9月29日	審議（第13回第3部会）
平成29年10月12日	請求人の主張書面を収受
平成29年10月20日	審議（第14回第3部会）

#### 第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

##### 1 法令等の定め

(1) 法4条1項によれば、保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われるとされ、法8条1項によれば、保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定し

た要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとする  
とされている。

(2) 法 29 条 1 項によれば、保護の実施機関及び福祉事務所長は、  
保護の決定若しくは実施又は 77 条若しくは 78 条の規定の施行  
のために必要があると認めるときは、要保護者又は被保護者であ  
った者及びその扶養義務者の資産及び収入の状況等につき、官公  
署等に対し必要な書類の閲覧若しくは資料の提供を求め、又は銀  
行、信託会社、要保護者又は被保護者であった者及びその扶養義  
務者の雇主その他の関係人に、報告を求めることができるとされ  
ている。

(3) 法 61 条によれば、被保護者は、収入、支出その他生計の状況  
について変動があったとき、又は居住地若しくは世帯の構成に異  
動があったときは、すみやかに、保護の実施機関又は福祉事務所  
長にその旨を届け出なければならないとされている。

(4) 法 78 条 1 項によれば、不実の申請その他不正な手段により保  
護を受け、又は他人をして受けさせた者があるときは、保護費を  
支弁した都道府県又は市町村の長は、その費用（下記改正後は  
「費用の額」）の全部又は一部を、その者から徴収することがで  
きるとされている。

また、さらに、平成 25 年法律第 104 号（生活保護法の一部  
を改正する法律、以下「改正法」という。）による改正により、  
法 78 条 1 項の規定には、上記額を徴収するほか、その徴収する  
額に 100 分の 40 を乗じて得た額以下の金額を徴収することが  
できるとの文言が追加され、また新たに同条 4 項により、これら  
の徴収金について、国税徴収の例により徴収することができるこ  
ととされた。そして、これらの改正部分は、平成 26 年 7 月 1 日  
から施行されている（改正法附則 1 条）。

(5) 「生活保護問答集について」（平成 21 年 3 月 31 日付厚生労

働省社会・援護局保護課長事務連絡。以下「問答集」という。)によれば、法78条によることが妥当な場合として、「届出又は申告に当たり明らかに作為を加えたとき。」、「届出又は申告に当たり特段の作為を加えない場合でも、実施機関又はその職員が届出又は申告の内容等の不審について説明等を求めたにもかかわらずこれに応じず、又は虚偽の説明を行ったようなとき。」及び「課税調査等により、当該被保護者が提出した収入申告書又は資産申告書が虚偽であることが判明したとき。」等が挙げられている(問答集問13-1、(答)②参照)。

同じく問答集によれば、法78条を適用する場合に関し、「保護の実施要領に定める収入認定の規定は、収入状況について適正に届出が行われたことを前提として適用されるものである。したがって、意図的に事実を隠蔽したり、収入の届出を行わず、不正に保護を受給した者に対しては、各種控除を適用することは適当ではなく、必要最小限の実費を除き、全て徴収の対象とすべきである。」とされている(問答集問13-23、(答)(3)参照)。

また、法78条に基づいて費用を徴収すべき場合、相手方に資力がないときはどう取り扱うべきかについて、「法第78条に基づく費用の徴収は、いわば損害追徴としての性格のものであり、法第63条や法第77条に基づく費用の返還や徴収の場合と異なり、その徴収額の決定に当たり相手方の資力(徴収に応ずる能力)が考慮されるというものではない。」とされている(問答集問13-25、(答)参照)。

(6) 「生活保護費の費用返還及び費用徴収決定の取扱いについて」

(平成24年7月23日社援保発第0723第1号厚生労働省社会・援護局保護課長通知)によれば、不正受給に係る徴収金の額に、100分の40を乗じた額以下の金額を加算して徴収することが妥当であると考えるものとして、「収入申告等の提出書類に

意図的に虚偽の記載をする、又は偽造、改ざんするなど不正が悪質、巧妙であるとき」、「過去に保護費の不正受給を繰り返して行っていたり、必要な調査に協力しないなどの状況があるとき」、「不正受給期間が長期にわたるものであるとき」の状況が認められるような場合としている。そして、「当該加算措置を適用するか否かの判断に当たっては、不正の事実の発覚後、事実確認に協力的であることや不正に受給した金銭の返還に積極的に応じる意向を示すなどの状況についても合わせて考慮することとし、原則として保護の実施機関が設置するケース診断会議等において、総合的に検討を行う必要がある。」とされている。

## 2 以上を前提に本件について検討する。

### (1) 保護費の不正受給について

請求人は、保護が開始されたときに、担当職員から、法61条により、収入については、保険金等も含めてすべて申告の義務があることについて説明を受けたうえで、本件確認書の提出も行っており、また、請求人が、本件事故後に治療費の立替払の趣旨で医療扶助を受給することとなった際には、治療費は医療扶助で立替払を行うが、治療費、慰謝料、休業損害金等が支払われた際には、すみやかに生活保護費を返還すること、事故発生以後に請求人が相手方及び損保会社から受領した金品につきすみやかに福祉事務所に報告すること等について説明を受けたうえで、本件誓約書の提出も行っていたにもかかわらず、損保会社から受領した金品があった事実について全く報告をしていなかったこと、また担当職員の間い合わせに対しても虚偽の説明を行ったことがそれぞれ認められる。かかる経緯からすると、請求人は、この間、収入を隠匿して保護費を不正な手段で受給したものと評価すべきであることは明らかであり、このことは、法78条1項により費用を徴収すべき場合に当たる事由であるから、本件各処分は、その点において正当であり、違法なものでも不当なものでもないという

ほかはない。

(2) 徴収対象となる保護費相当額の算出について

福祉事務所長が法29条1項の規定による調査により損保会社及び金融機関から得た回答、損保会社側弁護士の書面による報告、本件懲戒請求書の記載内容等を総合すると（なお、福祉事務所長から請求人側弁護士への調査依頼に対しては、守秘義務があるとして回答が得られていない。）、本件事故に基因して請求人が受領しながら収入申告を怠っていた賠償金・示談金は、以下のとおりであると認められる。

ア 平成25年7月10日入金57,000円

イ 平成25年7月26日入金140,000円

ウ 平成25年8月22日入金200,000円

エ 平成26年1月30日入金400,000円

オ 平成26年3月19日入金3,310,000円

カ 平成26年9月4日成立の示談に基づいて損保会社が請求人側弁護士に支払った2,200,000円（本件示談金）のうち、1,950,000円

本件示談金のうち、1,750,000円については、請求人が、請求人側弁護士から9月26日に手渡されたことについて、本件懲戒請求書の記載により、自認している。

さらに、本件懲戒請求書中では、同日までに請求人が請求人側弁護士から3回に分けて合計200,000円を借り受けていることを自認しており、本件示談金の残金のうち同額を、その返済に充当したと解せられる記載がある。これらの借受けの正確な時期は不明であるが、遅くとも同日より前であって、示談成立時と相前後している可能性があり、借受金として受領した金員は、むしろ本件示談金そのものの一部又は示談金の一部前渡しの性質を有するものと認められる。そうすると、上記200,000円は、本件示談金を基とし

て平成26年9月中の請求人の収入となったものと認定することができる。

したがって、平成26年9月の時点での示談に基づく請求人の収入は、合計1,950,000円となる。

なお、本件示談金の上記を除く残金250,000円の内訳は、請求人側弁護士により、弁護士費用220,000円、及び貸付金の利息の名のもとに30,000円を差し引かれたものであると、請求人は説明している。

キ 平成26年11月8日に請求人側弁護士から弁護士費用一部返還金として受領した100,000円

なお、これについては、本件懲戒請求書により、請求人が請求人側弁護士に抗議を申し立てた結果、弁護士費用の一部であった金員を、請求人宅まで請求人側弁護士が持参し、請求人がこれを受領した事実が認められる。しかし、請求人がこの時受領した金員の性格は、請求人側弁護士が調査回答に応じていないこともあり、必ずしも明確ではない。処分庁においては、もともと委任に基づく弁護士費用として請求人側弁護士が保持していた一部分を、この時点であらためて示談交渉のための経費としての性質を否定し、請求人が取得すべき賠償金の一部分に振り替えることとしたものとして、この時点において発生した収入と認定したものと考えられるが、そのような判断も不合理とまでは言えないものと認められる。

以上、この間合計6,157,000円の収入がありながら、請求人は福祉事務所長に対しその申告を怠っていたことが認められる。

これに対して、平成25年7月から保護が廃止されるまでの平成26年12月までの期間中に、請求人が不正に受給したと認められる保護費の合計額は、上記合計の不申告収入額を下回る2,

065,261円（支給済み保護費2,811,415円から正当に支給を受けられる額746,154円を差し引いた額。月別の額等については、別紙徴収金額算定表1及び同2参照）である。したがって、同額に相当する額については、法78条1項の規定により、請求人からこれを徴収すべきものであることは明らかである。

(3) 加算額について

本件処分2を行うに当たり、処分庁は、改正法施行後の法78条1項の規定が許容する範囲である、徴収対象となる支給済み保護費相当額の100分の40の割合による金額を、加算して徴収するとしたところである。その理由については、不正の期間も長期にわたり、さらに、収入があったことが発覚した後も事実確認においてこれを否認したり、調査に対する協力を拒否し返還に応じる意向も全く見せないなど、不正の程度が決して軽くはないことを勘案すれば、保護に要した費用の徴収に加えて、規定されている範囲の上限である100分の40を乗じた額を金額を加算して徴収すべきと処分庁が判断したことも、法の規定の趣旨及びこれを具体化した前記1・(6)の保護課長通知の内容に沿うものであり、妥当であると考えられる。

また、手続的にも福祉事務所においてケース診断会議を開催し、不正の態様等を総合的に勘案し慎重に検討した結果であること、さらに改正法の施行された平成26年7月1日（1・(4)）以降である同日からの期間に係る徴収金を対象としたこと、その具体的金額の算定、いずれにおいても適法・妥当なものである。

(4) なお、請求人による保護費の不正受給は、平成25年7月から保護が廃止されるまでの平成26年12月までの期間中の一連の行為であるから、これを理由とする保護に要した費用の徴収決定は、本来一通の通知書により一件の処分としてこれを行うべき性質のものと考えられる。しかし、処分庁は、徴収対象期間を2分



割し、本件処分1及び本件処分2の二つの処分として行っている。

これは、本件各処分における徴収対象期間が、たまたま上記の改正法の施行期日を跨っているために、改正法施行前と施行以後に振り分けて処分を行ったものと認められる。上記改正法の施行日以降は、法78条1項の規定により徴収する額に100分の40を乗じて得た額以下の金額を徴収することができることになり、また新たに同条4項により、これらの徴収金について、国税徴収の例により徴収することができることとされているから、法78条1項の規定による処分の効力には、改正前と比較して明らかな違いが生じており、仮に本件各処分に続行して徴収のための法的手続をとることとなった場合にも、その方法が異なることとなるものである。そのため、処分庁が、このように本件各処分を、本件処分1及び本件処分2に分割して行ったことには、一定の合理性があるものと認められる。

### 3 請求人の主張について

- (1) 請求人は、福祉事務所の課長が指示を行い、請求人に対し、示談が完全に解決するまで生活保護費を支給する、解決後は立て替えた医療費のみを清算の対象とし、示談による賠償金等からはそれ以外の支給済み保護費の返還は求めないと約束したと主張する（第3・(1)）。

請求人の主張は、本件事故後に、福祉事務所長が請求人の医療扶助を行うこととした際に、福祉事務所の課長による主張のような指示があったというものと思われるが、保護の実施機関の立場で、あらかじめ法63条の返還対象を限定することを約束することは考えにくいことである上、実際に請求人の主張を裏付ける証拠はないものであって、かかる事実を認定することは困難である。むしろ、本件事故後に請求人が署名捺印して、福祉事務所長に宛てて提出した本件誓約書には、「後日、事故の過失の程度が

確定し、治療費、慰謝料、休業損害金等が支払われた際、すみやかに生活保護の規定に基づき、医療扶助による立て替え費用並びにその他必要な生活扶助費を返還することを約束します。」との文言があり、返還は医療扶助による立替え費用に限らないことが明示されているから、医療費のみを返還の対象とするとの約束があったとの主張を認めることはできない。

さらに、本件各処分は、本件事故に関して医療扶助を実施する方針を決めた当時に、事後的処理として福祉事務所長が予定していた法63条の規定に基づくものではなく、この間に、請求人に意図的な収入隠匿等の不正行為があり、このことが判明したため、処分庁が法78条1項の規定に基づく追徴として費用の徴収をする方針としたため、決定がなされたものである。法78条1項の適用がある場合には、必要最小限の実費を除いては、不正に受給した保護費に相当する金額については、その全額を徴収の対象とすべきであって（1・(5)）、法63条による返還の場合のように当該保護世帯の自立更生の要素を勘案する等の実施機関における裁量の余地はないものであるから、処分に当たって保護費の項目ごとに返還の要否を判断することはない。

(2) 請求人は、交通事故賠償金は、請求人が父に対して負っている借金の担保として父により管理されており、福祉事務所の担当職員（前任者）もこのことを了承していた、後任の担当職員に引継ぎがなされていないのなら、福祉事務所側の不手際であると主張する（第3・(2)）。

しかしながら、保護を開始するに当たって、請求人が、担当職員から説明を受け、署名捺印して、福祉事務所長に宛てて提出した本件確認書には、「保護受給中は借金の返済をすることは認められていないこと」が明示されており、その趣旨からしても、父に対して負っている借金の担保として交通事故賠償金が管理されることを、担当職員が了解することはありえないことと考えられ

る。また、請求人の主張は、請求人が提出した本件誓約書の内容に反するものであり、賠償金が父の管理下に置かれるのであれば、本件誓約書の内容のような誓約をすることはできないはずであることから、この主張も認めることはできない。

#### 4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件各処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

外山秀行、渡井理佳子、羽根一成

別紙 (略)